

平成 2 8 年

## 上尾市議会 1 2 月定例会議案

### 情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 96号	平成28年度上尾市一般会計補正予算(第3号) ……別冊	
議案第 97号	平成28年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) ……別冊	
議案第 98号	平成28年度上尾市公共下水道事業特別会計補正予 算(第2号) ……別冊	
議案第 99号	平成28年度上尾市水道事業会計補正予算(第1号) ……別冊	
議案第100号	上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……	1
議案第101号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……	3
議案第102号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……	1 1
議案第103号	上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定につい て……	1 3
議案第104号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……	2 4
議案第105号	上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制 定について……	2 7
議案第106号	上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定 について……	2 9
議案第107号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について……	3 0
議案第108号	上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改 正する条例の制定について……	3 1
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について……	3 2
議案第110号	埼玉県都市競艇組合格約の変更について……	3 3
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……	3 4

諮問第	2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……………	35
諮問第	3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……………	36

議案第 1 0 0 号

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 4 9 年上尾市条例第 3 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、民間事業者  
が設置する端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算  
機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された  
端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動  
的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）において利  
用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構  
の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認  
証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をい  
う。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別  
するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条  
第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて、かつ、暗証番号を  
入力することにより、市長に印鑑登録の証明の申請をすることができる。

第 1 3 条を次のように改める。

（証明書の交付）

- 第 1 3 条 市長は、登録してある印鑑について、前条第 1 項の規定により申  
請があったときは複写機又はプリンタにより、前条第 3 項の規定により申  
請があったときは民間事業者が設置する端末機により作成した印鑑登録原  
票の謄本による証明書をそれぞれ申請した者に対し、交付するものとする。  
第 1 4 条中「次条第 1 項」を「第 1 2 条第 3 項又は次条第 1 項」に改める。  
第 1 5 条第 1 項中「第 6 条の規定により」を削り、同条第 2 項各号列記以

外の部分中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」を「公的個人認証法」に改め、同項第1号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」を「公的個人認証法」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

個人番号カードを利用してコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得することができるようにしたいので、この案を提出する。

議案第 1 0 1 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和 3 0 年上尾市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「前条第 3 項」を「前条」に改める。

第 1 6 条の 5 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 8 0」を「1 0 0 分の 9 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 7 . 5」を「1 0 0 分の 4 2 . 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	227,900	260,100	290,100	299,400	328,900	358,400
2	142,700	229,500	262,400	292,400	302,000	331,400	361,500
3	143,900	231,000	264,700	294,700	304,600	333,900	364,600
4	145,000	232,600	267,000	297,000	307,200	336,400	367,700
5	146,100	234,100	269,100	299,300	309,800	338,700	370,800
6	147,200	235,800	271,400	301,600	312,400	341,200	373,900

再任用職員以外の職員	7	148,300	237,300	273,700	303,900	315,000	343,700	377,000
	8	149,400	238,900	276,000	306,200	317,600	346,200	380,100
	9	150,500	240,300	278,100	308,500	320,200	348,500	383,200
	10	151,900	241,800	280,400	310,800	322,800	351,000	386,300
	11	153,200	243,400	282,700	313,100	325,400	353,500	389,400
	12	154,500	244,800	285,000	315,400	328,000	356,000	392,500
	13	155,800	246,300	287,100	317,700	330,600	358,300	395,600
	14	157,300	247,800	289,300	319,900	333,200	360,800	398,700
	15	158,800	249,100	291,600	322,200	335,800	363,300	401,800
	16	160,400	250,500	293,700	324,400	338,400	365,800	404,900
	17	161,700	252,000	295,700	326,600	341,000	368,100	408,000
	18	163,200	253,700	298,000	328,600	343,600	370,600	411,100
	19	164,700	255,400	300,300	330,800	346,200	373,100	414,200
	20	166,200	257,200	302,500	333,000	348,800	375,600	417,300
	21	167,600	258,800	304,600	335,100	351,400	377,900	420,400
	22	170,300	260,600	306,900	337,300	354,000	380,400	423,500
	23	172,900	262,300	309,100	339,400	356,600	382,900	426,600
	24	175,500	264,000	311,400	341,600	359,200	385,400	429,700
	25	178,200	266,000	313,500	343,500	361,800	387,700	432,800
	26	179,900	267,900	315,600	345,500	364,400	390,200	435,900
	27	181,600	269,700	317,800	347,600	366,900	392,700	439,000
	28	183,300	271,500	319,900	349,600	369,500	395,200	442,100
	29	184,800	273,200	322,000	351,400	371,500	397,500	445,200
	30	186,600	275,100	324,000	353,400	374,000	400,000	448,300
	31	188,400	277,000	326,100	355,200	376,300	402,500	451,400
	32	190,100	278,700	328,100	357,100	378,800	405,000	454,500
	33	191,700	280,400	330,000	359,100	381,300	407,300	457,600
	34	193,500	282,300	332,100	361,000	384,000	409,700	460,700
	35	195,300	284,100	334,100	363,000	386,600	412,200	463,700
	36	197,100	286,000	336,200	364,900	389,300	414,600	466,700

37	198,700	287,600	337,700	366,900	391,700	416,500	469,700
38	200,500	289,300	339,600	368,800	394,000	418,800	472,700
39	202,300	291,100	341,500	370,800	396,200	420,900	475,700
40	204,100	292,900	343,400	372,800	398,600	423,100	478,800
41	205,800	294,600	345,100	374,300	400,400	425,100	481,500
42	207,600	296,300	347,000	376,100	402,400	427,200	484,600
43	209,400	297,900	348,900	377,900	404,300	429,300	487,600
44	211,200	299,500	350,700	379,500	406,100	431,400	490,700
45	212,600	301,200	352,600	381,300	408,000	433,100	493,400
46	214,400	302,900	354,400	382,700	409,800	434,900	495,700
47	216,100	304,500	356,200	384,200	411,600	436,900	498,000
48	217,900	306,200	357,900	385,800	413,500	438,900	500,300
49	219,600	307,300	359,300	387,200	415,300	440,800	502,400
50	221,300	308,800	360,600	388,400	416,800	442,600	503,800
51	222,900	310,300	362,000	389,600	418,300	444,400	505,300
52	224,500	311,900	363,400	390,700	419,900	446,100	506,700
53	226,000	313,500	364,700	391,800	421,500	447,900	507,900
54	227,700	315,100	365,600	393,000	422,800	449,400	
55	229,300	316,700	366,700	394,200	424,100	450,800	
56	230,900	318,200	367,800	395,300	425,300	452,300	
57	232,200	319,700	368,600	396,000	426,500	453,700	
58	233,700	320,900	369,500	396,700	427,800	455,000	
59	235,100	322,100	370,400	397,400	429,100	456,300	
60	236,400	323,300	371,300	398,100	430,300	457,500	
61	237,700	324,000	372,200	398,700	431,500	458,500	
62	238,900	324,900	373,000	399,300	432,300	459,200	
63	239,900	325,700	373,800	399,800	433,100	460,000	
64	241,100	326,500	374,600	400,200	433,900	460,700	
65	242,400	327,400	375,300	400,600	434,500	461,400	
66	243,600	327,800	376,000	400,900	435,200	462,200	



67	244,800	328,500	376,700	401,200	435,900	462,900	
68	246,100	329,300	377,400	401,500	436,600	463,500	
69	247,000	330,100	377,900	401,800	437,400	464,000	
70	248,400	330,800	378,500	402,100	438,200	464,600	
71	249,800	331,500	379,100	402,400	438,600	465,200	
72	251,300	332,200	379,800	402,700	439,300	465,800	
73	252,700	332,700	380,200	403,000	439,800	466,300	
74	254,100	333,300	380,900	403,300	440,200		
75	255,500	333,800	381,500	403,600	440,600		
76	256,800	334,400	382,100	403,900	441,000		
77	258,000	334,700	382,500	404,200	441,400		
78	259,300	335,200	383,100	404,500	441,800		
79	260,700	335,600	383,700	404,800	442,200		
80	262,000	336,100	384,300	405,100	442,500		
81	263,300	336,500	384,700	405,300	442,800		
82	264,400	337,000	385,200	405,600	443,200		
83	265,700	337,500	385,700	405,900	443,500		
84	267,000	338,000	386,300	406,200	443,800		
85	268,000	338,300	386,600	406,400	444,100		
86	269,100	338,700	387,000	406,700			
87	270,400	339,200	387,400	407,000			
88	271,700	339,600	387,800	407,200			
89	272,800	339,900	388,100	407,400			
90	273,800	340,300	388,400	407,700			
91	274,800	340,800	388,700	408,000			
92	275,900	341,200	389,000	408,200			
93	277,100	341,400	389,200	408,400			
94		341,800	389,500	408,700			
95		342,300	389,800	409,000			
96		342,700	390,000	409,200			

	97		342,800	390,200	409,400			
	98		343,300	390,500				
	99		343,700	390,800				
	100		344,000	391,000				
	101		344,300	391,200				
	102		344,700	391,500				
	103		345,100	391,800				
	104		345,500	392,000				
	105		346,000	392,200				
	106		346,400					
	107		346,800					
	108		347,200					
	109		347,700					
	110		348,100					
	111		348,400					
	112		348,700					
	113		349,200					
町任用職員		214,400	254,400	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については

1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)とする。

第8条第4項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改める。

第9条第1項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合に

における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第16条の5第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「371,000」を「372,000」に改め、同表2の項中「419,000」を「420,000」に改める。

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額（円）	167,600	214,400	254,400

第10条第4項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改

正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与条例第16条の5第2項第1号及び第2号の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（市規則への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

議案第 102 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の217.5」を「100分の  
227.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の202.5」を「100分の  
207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」  
に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の各条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出する。

議案第 103 号

上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
上尾市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市税条例等の一部を改正する条例

(上尾市税条例の一部改正)

第 1 条 上尾市税条例(昭和 30 年上尾市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条各号列記以外の部分中「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第 3 号中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の 2 号を加える。

- (5) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日
- (6) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第 33 条の 5 第 3 項中「第 48 条第 6 項」を「第 48 条第 7 項」に改める。

第 43 条第 1 項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに



限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第

1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第 5 0 条第 2 項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第 2 号において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に

係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は」を削り、「法人番号」の次に「(法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」を加える。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第63条の2第1項第1号中「名称及び個人番号(」の次に「番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、」を加える。

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第87条第1項中「本節」を「この節」に改める。

第89条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「及び個人番号」の次に「(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を加え、同条第4項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第131条の3第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「個人番号又は」を削る。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37

年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第33条の6から第34条まで、第34条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第34条、第34条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項にお

いて準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時まで提

出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第33条の6から第34条まで、第34条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第34条、第34条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
  - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の4第2項第1号中「附則第20条の4第1項」を「附

則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第32条及び」を「同条及び」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の2第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」と」を削り、同項第3号及び第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とする。

(上尾市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 上尾市税条例の一部を改正する条例(平成25年上尾市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「利子所得の金額又は」を「利子所得の金額若しくは」に、「加え、同条を附則第20条の3とする」を「加える」に改める。

(上尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 上尾市税条例等の一部を改正する条例(平成27年上尾市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第1条」を削り、同条第7項の表以外の部分中「、新条例」を「、上尾市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。



## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中上尾市税条例第 59 条の改正規定及び第 2 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条中上尾市税条例附則第 16 条の改正規定及び附則第 4 条第 2 項の規定 平成 29 年 4 月 1 日
- (3) 第 1 条中上尾市税条例附則第 6 条の改正規定及び次条第 5 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日

### (市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）第 43 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第 48 条第 5 項及び第 50 条第 4 項の規定は、施行日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例第 51 条第 2 項各号列記以外の部分の規定は、施行日以後に納期限が到来する市民税に係る減免の申請について適用し、施行日前に納期限が到来した市民税に係る減免の申請については、なお従前の例による。

4 新条例第 51 条第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した第 1 条の規定による改正前の上尾市税条例（以下「旧条例」という。）第 51 条第 2 項第 1 号に規定する申請書については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 6 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 新条例附則第 20 条の 2 の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配

当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第71条第2項の規定は、施行日以後に納期限が到来する固定資産税に係る減免の申請について適用し、施行日前に納期限が到来した固定資産税に係る減免の申請については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第89条第2項及び第4項並びに第90条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、施行日以後に納期限が到来する軽自動車税に係る減免の申請について適用し、施行日前に納期限が到来した軽自動車税に係る減免の申請については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第131条の3第2項各号列記以外の部分の規定は、施行日以後に納期限が到来する特別土地保有税に係る減免の申請について適用し、施行日前に納期限が到来した特別土地保有税に係る減免の申請については、なお従前の例による。

2 新条例第131条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第131条の3第2項第1号に規定する申請書については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に関し医療費控除の特例を導入するほか、軽自動車税のグリーン化特例に係る税率の軽減措置の適用期限を1年延長したいので、この案を提出する。

議案第104号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月1日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「14万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「16万円」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「17万円」に、「12万円」を「16万円」に改める。

附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適

用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に2項を加える改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第19条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第10項及び第11項の規定は、附則第1項ただし書に規

定する規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

#### 提案理由

地方税法施行令に規定されている賦課限度額を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 105 号

上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市文化センター条例の一部を改正する条例

上尾市文化センター条例（平成 15 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、講師控室」を削る。

別表多目的室（101）の項から第 2 リハーサル室の項までを次のように改める。

101 多目的室	2,500 円	4,000 円	5,500 円	10,000 円
201 集会室	4,500 円	8,000 円	10,000 円	20,000 円
202 集会室	2,000 円	3,000 円	4,000 円	8,000 円
203 集会室	1,300 円	2,100 円	2,700 円	5,400 円
204 集会室	1,300 円	2,100 円	2,700 円	5,400 円
203・204 集会室	2,600 円	4,200 円	5,400 円	10,800 円
205 多目的室	2,000 円	3,000 円	4,000 円	8,000 円
301 集会室	4,500 円	8,000 円	10,000 円	20,000 円
302 集会室	2,000 円	3,000 円	4,000 円	8,000 円
303 集会室	1,000 円	1,500 円	2,000 円	4,000 円
304 集会室	2,000 円	3,000 円	4,000 円	8,000 円
305 集会室	1,000 円	1,500 円	2,000 円	4,000 円
505 集会室	1,000 円	1,500 円	2,000 円	4,000 円
第 1 楽屋	300 円	600 円	750 円	1,600 円
第 2 楽屋	300 円	600 円	750 円	1,600 円
第 3 楽屋	1,000 円	1,600 円	2,000 円	4,400 円

第4楽屋	600円	1,000円	1,200円	2,700円
第5楽屋	750円	1,200円	1,500円	3,300円
第1リハーサル室	2,100円	3,200円	4,200円	8,400円
第2リハーサル室	1,100円	2,000円	2,400円	5,300円

別表備考中「第2リハーサル室」を「リハーサル室」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成29年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

上尾市文化センターの施設等の区分及び当該区分ごとの使用料の額を改めたいので、この案を提出する。

## 議案第106号

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について  
上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月1日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例

上尾市つくし学園条例（平成18年上尾市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第3条第1項中「。以下同じ」を削る。

別表注1中「（注を含む。）」を削り、同表注4を次のように改める。

4 この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定（規則で定める規定を除く。）によって計算される所得税の額をいう。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定並びに別表注1及び注4の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い所要の改正を行うほか、利用者負担額の算定に必要な所得税額の計算に係る法律の規定を整備したいので、この案を提出する。



## 議案第 107 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

- (1) 上尾市こども医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 23 号）第 2 条第 2 号イ
- (2) 上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 36 号）第 3 条第 2 項第 2 号
- (3) 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年上尾市条例第 28 号）第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項第 4 号

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

## 議案第108号

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成28年12月1日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例（昭和44年上尾市条例第24  
号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「法第26条の2第1号及び第2号」を「法第17  
条第2号及び第26条の2第1号」に改め、同項第2号中「第1条第9号」  
を「第14条第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

受給者が児童福祉法に規定する障害児入所施設その他これに類する施設  
に入所しているときは、重度心身障害者福祉手当の支給を停止することと  
したいので、この案を提出する。

議案第109号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

平成28年12月1日提出

上尾市長 島 村 穰

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市健康プラザわくわくランド

2 指定管理者となる団体

シンコースポーツ・協栄共同事業体

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 克 己

構成団体 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番9号

株式会社協栄

代表取締役 山 田 賢 治

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案理由

上尾市健康プラザわくわくランドの管理に関し指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

## 議案第 1 1 0 号

埼玉県都市競艇組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県都市競艇組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

埼玉県都市競艇組合規約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合規約（昭和 3 2 年 1 1 月 1 日 3 2 指令地収第 1 5 4 9 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第 3 条の 2 組合は、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定により、同法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

埼玉県都市競艇組合において地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出する。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を  
求める。

平成28年12月1日提出

上尾市長 島村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

千葉ふみ子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員千葉ふみ子氏の任期は、平成29年3月31日で満了となるが、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を  
求める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

藤 波 政 明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員藤波政明氏の任期は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日で満了となる  
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委  
員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求  
める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

野 田 正

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員矢部清美氏の任期は、平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日で満了とな  
るが、後任の人権擁護委員の候補者として野田正氏を推薦したいので、人  
権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。